

子ども・子育て新システム検討会議
作業グループ 第5回会合
議事録

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付少子化対策担当

子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第5回合 議事次第

日 時：平成 22 年 4 月 7 日（水） 17:30～19:03

場 所：中央合同庁舎 4 号館 12 階共用第 1214 特別会議室

1. 開 会

2. 団体等からのヒアリング

・日本保育協会

坂崎 隆浩 保育問題検討委員会委員長（野木保育園理事長）

川合 洋子 北海道支部長・評議員（日の丸保育園園長）

・日本経済団体連合会 高尾 剛正 少子化対策委員会企画部会長

・日本商工会議所 田中 常雅 東京商工会議所少子高齢化問題委員会
副委員長

・日本労働組合総連合会 中島 圭子 総合政策局長

3. 意見交換

4. 閉 会

○泉政務官 それでは、定刻となりましたので「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ」第5回会合を開始いたします。

今日も会議を前半、後半に分けてということにさせていただきます。いろいろと時間の制約がございますが、よろしくお願いいたします。

まずは、5時半～6時ということで行わせていただきたいと思います。

今日は、日本保育協会より、坂崎隆浩保育問題検討委員会委員長、川合洋子北海道支部長・評議員にお越しいただいております。ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

全体で30分間ありますので、遠くからお越しいただいて大変恐縮ですが、10分ぐらいで御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 日本保育協会の坂崎でございます。社会福祉法人日本保育協会を代表いたしまして、本日は、私、坂崎と川合の2人で意見を述べたいと思います。

最初に、このような機会を得ましたことについて、御礼を申し上げます。

私からは基本的な考え方を、そして川合先生からは幼保一体化のことについて、再度私からは保育制度改革等について意見を述べたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

子ども・子育て新システムの構築の基本的な考え方としましては、すべての子どもの質のよい育成環境、いわゆる育ちの保障の早急な整備を社会全体が一体となって取り組む必要があり、単なる理念で終わらせてはいけないと思っております。そのためにも、国及び地方公共団体の責任の強化と大幅な財源確保の2点が必須と考えております。

この子ども・子育て支援は、少子高齢化の中、最も大切な施策であり、国及び地方公共団体の責任の強化とリーダーシップによる施策の推進が今以上に必要だと思っております。ですから、就学前の乳幼児期に対して、国が責任を持たない国というのが1つもないように、例えば保育を全面的に地方に任せるとか、そういうことがないよう国と地方が一緒になってこのシステムを進めていくような形になっていただければと思います。

また、現金給付と保育サービス、つまり現物給付は両者とも大切な施策だと思っております。よって、その責任や財源を国と地方が分離することが基本的にないように、そういう責任の回避にならないように、国と地方が一緒になって施策に責任を持つべきと考えております。また、そのバランスの確保も必要だと思っております。

更に直近の課題としては、長年にわたっての待機児童の解消等は大きな課題だと思っておりますので、大幅な財源を投入し、質を担保した認可保育所を積極的に整備すべきと私たちは考えております。

私は最近、特に財源のことで懸念される問題がありますので、一言ここに付け加えさせていただきますが、昨年の12月、地方財政が貧窮している中で、認可保育所運営費等の一般財源化等の議論がありました。このことにつきましては、公立保育所の一般財源化による非正規職員の増加などをかんがみても、保育の質は非常に低下をしているわけでございますので、このようなことになら

ないように、この場を借りてお願いを申し上げる次第でございます。

いずれにしても、保育の質を低下させるような施策というのを行なわない。現物も現金もバランスをとりながらきちんと進んでいかなければと考えるわけでございます。

我が国が少子化傾向に歯止めをかけ、今後とも豊かな国として維持していくためには、子どもの教育、福祉のみならず、少子化、男女共同参画、労働力確保など、さまざまな分野からの要請に応えられる仕組みが求められていると思います。このようなニーズの多様化に対応して、将来を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちをきめ細やかに支援する、国と地方が正しく関与した仕組みとそれに対応した大幅な財源確保が基本的な考えだと思っております。

では、続きまして、川合先生の方から、幼保一体化のことについてお願いいたします。

○川合北海道支部長・評議員 日の丸保育園と紹介いただきましたけれども、どうして日の丸なのかと皆さん思うのではないかという話もありましたが、大変わかりやすく、シンプルな園名ですけども、戦中戦後、北海道の荒地に挑んだ先人が付けた「日の丸」という、見渡す限りの農場があったということで、その地域の名前をちょうだいいたしましたら「日の丸保育園」となりました。大変誇り高く思って仕事をしております。

また、先日は、0～6歳まで育て上げた子どもたちが卒園していきました。本当に胸に迫るメロディーに乗って、みんな友達、ずっとずっと友達、学校へ行っても、大人になっても、ずっと友達。ここでみんな大きくなったという歌詞を歌って、この6年余りの歳月の重さを私はしみじみと感じておりましたところ、4月1日、場面は一転しました。お母さんの後を追いかけて、泣き叫ぶ子どもたちに、また22年度版の闘志を燃やしました。今、子どもの泣き声を背に、私はここに参りました。

わざわざ言うまでもなく、保育園は家庭に代わって、生活、遊びの場、学びの場、そしていろいろ経験する場を目的や機能を持って、本日まで、乳幼児の教育と保育を行ってまいりました。今、社会や経済が大きく変化していく中で、ことのほか、保育園に対する期待が大きいのですが、その要望に応え切れてはいない現状です。

本日まで、乳幼児の就学前に対する子どもたちの教育や保育に対するたくさんのニーズがありました。中でも都市部の待機児童の解消の対応、地方においては、ますます少子化による子どもの減少への対応などを考えますと、それぞれの地域がそれぞれの地域に合った取組みを可能とする必要を考えるのです。それには、幼稚園と保育園と両方の持った制度を大きな核として、認定こども園制度をよりよく改善しつつ、保育全般の制度改革はあると考えるのです。

また、両方の制度を一律に一元化、一体化することによって、むしろ利用者のニーズに応えられないのではとも考えられます。

また、3歳以下は保育園で養護、3歳以上が幼稚園で教育をという、少し乱暴な議論を耳にいたしますけれども、3歳から違った施設にまた入り直すというのは、子どもにとってとてもかわいそうなことだと思います。

保育園は0歳から1年生に行くまで、養護と教育を一体として、今日まで脈々と保育をしてまいりました。そして、小学校への架け橋役ともなっておると自負しております。このことは、保育所

保育指針の大臣告示により明確であります。そして、法令化が物語っているように、十分に教育の保障を意味していると思われまふ。兄弟、姉妹が少ない今、けんかをしたり、仲直りしたり、大きな組のお兄ちゃん、お姉ちゃんにあこがれたり、赤ちゃんのお世話をしてみたいと思ったり、そんな心情的な育ちを含め、それこそ子ども同士が切磋琢磨する機会が少なくなっている今日、保育園の0歳から就学前までの年齢の集団保育は、人としての土台、心情的なことを踏まえると、どれほど大事なことか。乳幼児の健やかな成長発達に欠かすことができませんと、現場からの声として、どうぞお聞きください。

では、坂崎さんにお返しいたします。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 それでは、保育制度改革に望むことにつきまして、少しお話しをしたいと思います。

すべての子どものために保育制度というのは必要だと思います。公的責任を基にした仕組みと保育所の質・量をともに充実させることが必要です。このようなためには、新たな仕組みに大幅な財源を確保することが大前提であるということが、平成19年12月から始まりました少子化特別部会でも話し合われました。

その前提には、2兆円ほどの消費税を充てるのではないかと思います。それほどのお金を必要として話が進みましたが、現状では、この財源が確保されていない中で、この改革が行われようとしております。そういう点では非常に危惧しておりますし、もし財源がないままで行うということは、非常に薄巻きになることと考え、最低限、今の仕組みを望むようなところに話が戻るのではないかと思います。

また、これらの財源を含めました費用に対しましても、社会全体が負担する方式が望ましいと考えますが、その議論も、現在のところ一切されておられません。十分審議を尽くして、この前提を行うべきだと思っております。

それらのことを前提にして、次の4点をお話いたします。

1点目は、保育所が家庭に代わる子どもの生活と学びの場であり、この視点は継続すべきだということでございます。

保育の質の確保と向上が子どもの最善の利益だということは、皆様方も何も言うことはないと思います。そのためには、現状よりも更に強い公的関与や公的責任の強化が基本だと思いますので、そこに書かれております仕組みの問題、また入所の公平、そこに置かれます公定価格の必要性等々、十分その市町村と関与した形でこの仕組みがつくられていくことが当然だと思っております。

安易で粗悪な準市場主義的な導入ではなく、公的責任の下で保護者と保育所とが互いに三者の関係を良好に構築し、子どもと家庭を支える仕組みとすべきです。また、子どもと利用者、更に保育所との利益が最大限相反しないような仕組みの構築を考えることが非常に大事だと思っております。

2点目は、家庭や地域の子育て機能の低下を補完するシステムの必要性ということをお願いいたします。

平成7年からエンゼル・プランというものが行われました。ここに書いております延長保育等、

さまざまな補助事業というものが行われ、たくさんの保育に欠ける子ども、また保育に欠けない子どもたちの保育に認可保育所は取り組んでまいりました。そのたくさんの事業が、例えば延長保育が新しい仕組みではなくなるのではないかとか、また、もうなくなってしまったと思いますが、障害児保育が一般化されているとか、また一時預かりや地域子育て支援が非常に行いにくい状況にあるとか、そういうことを考えますと、いろいろな補助事業が子どもたちにとっても、保護者にとっても使いやすい仕組みになっていくことが非常に大事なのではないかと思えます。

また、子どもや地域を考慮した過疎地対策の小規模保育所や都会地での家庭的保育事業の整備も早急と考えます。家庭や子どもの育ち、さまざまな問題が生じている今、保育所が地域のすべての子育て家庭を支援する役割・機能を充実強化すべきだと思っております。

3点目は、最低基準の引き上げ、認可保育所の整備促進ということを申し上げたいと思えます。保育所の待機児童が喫緊の課題となっております。昨年の12月には、東京の面積基準緩和という形で、ほかは最低基準が全国一律として守られています。しかしながら、この最低基準を地方の裁量によって設置できる参酌基準化ということが話し合われるかのように聞こえております。

このようなことでは、チルドレン・ファーストとしては、非常に危惧されることをごさいます。先ほどの一般財源同様、このようなことは私たちにとっては考えられません。

また、待機児童の解消のみを目的とした指定制の導入は、保育の質を低下させるものと考えておりますので、本来であれば、必要な財源を投入し、認可保育所をきちんと整備すべきことが第一義と考えます。

4点目には、保育の質の向上のためには保育士の配置基準や処遇の改善が必要であるということと同時に、やはり施設環境そのものをきちんと考えるような時代に来ていると思えます。保育指針は、法律化されましたのが昨年の4月です。それらのことが今、やっと定着しつつあるところをごさいます。このことがきちんと成熟していくような形の中から、いろいろなカリキュラムのことを考えていくような仕組みになればなと思えます。

今日は、基本的な考え方、幼保一体化、保育制度改革等の3点お話いたしました。これら子ども・子育て新システムの構築により、子どもの利益が最優先に守られるとともに、保護者、利用者の利益が相反しないように、また保育事業者と呼ばれる私たちにとりまして、希望のある保育ができる環境の設定に対しまして、国、地方等、すべての社会において御支援をいただきますことをお願いして、意見といたします。

ありがとうございました。

○泉政務官 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。

恒例ですので、私からでよろしいでしょうか。また皆さんも是非。

ありがとうございます。これまでさまざまな形で保育の充実に取り組んでいただいているわけですが、まず、現状のここにも書かれているような都市部の待機児童対策。これは全国共通の問題ではないと思うんですが、みんな頭を悩ませている状況でありまして、だれしもこの保育の質を確保しながら、すべての子どもたちにサービスを供給したいなという思いの中で、しかしながら、これ

は国と地方自治体もそれぞれまた首長さんがおられて、国ですべてサービスを供給できる環境にはありません。

そういう中で、それぞれが現状を踏まえて知恵を出さなくてはいけないわけですが、これまでのこの御主張で言うと、例えば日本保育協会さんのお考えとしては、保育園というのは0～6歳までトータルで見ているサービスであって、それを途中で切り分けることはあってはならないし、それをされるのはかわいそうだというお話もありましたが、そういう中で、かつすべての子どもが保育園のサービスを受けるとというのが理想だ。これはもしかしたら、保育に欠ける子どもだけが限定なのか、それとも、いわゆる保育園全入制みたいなものを想定されているのか。

その場合とどうか、現状を見たときに、なかなか掛け声をかけれども、サービスの供給ができない状況に対して、どんなことを改善すべきだと。気合を入れろとかいうこと以上に、各自治体は何かを変えればよいのか、それとも国が何かを変えればよいのか。それとも皆さんが何かが変わればよいのか。あるいは親が何かを変えればよいのか。社会が変わればよいのか。

これは現実には、今、数字まで言っていた必要はないですが、皆さんのおっしゃられるようなプランにおいて、試算というものをされたことがあるのかないのか、それを一度お聞かせいただければと思います。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 試算ですか。

○泉政務官 おっしゃるような、例えば必要な財源を投入し、保育サービスを整備するというところでいうと、理想に近づけるためにはどれぐらいの費用が必要だということが、なければならないのですが。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 私の記憶に間違いがなければの話ですけれども、3、4、5歳時というのはほとんど保育施設に入っているわけですが、0歳時に関しましては、育児休業の問題もあって、乳幼児期に保育所に入っているのは6%か7%だと思います。

ただし、1、2歳児の問題が一番大きくて、これが特に20%ほどしか認可保育所に入っていない。それを40%ぐらい入所し、公費で、なおかつその他の事業をすべてやるとなると、やはり2兆ぐらいのお金が必要なのではないかと考えています。

○泉政務官 あと、理想の子どもたちの環境というものをどう考えられているかですね。

私の認識では、すべての子どもに保育園の環境をと聞こえたんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 基本的には、認可保育所を進めるべきだと思っております。

○泉政務官 それは保育に欠ける子どもですか。それともすべての子どもに対してですか。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 保育に欠ける子どもが前提ですが、もしもできるのであれば、すべての子どもたちをとというのは、一時保育や地域子育て支援も含めた形ですべての子どもたちを対応できるような仕組みにしたいということです。

保育に欠ける子どもプラスそのような一時的に必要な子どもたちが全部入れるような仕組みになればいいと思っています。

○小川政務官 今日はありがとうございます。総務省の小川と申します。

端的に幼保一体化という議論に対する評価。前向きも後ろ向きも含めてですね。

それから、地方にいろいろな判断なり、財源なりを任せれば、もっときめ細かく地域の実情、ニーズに合う形でできるのではないかという議論があります。

この2点に対する評価を端的に、率直にお聞かせをいただけたらと思います。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 最初の幼保一体化のことについては、私は幼保一体化の前に緊急にやらなければならない仕事というのがまずあるのではないかと考えております。それが喫緊で言うと、待機児童の問題が一番であって、二番目は認定こども園の仕組みをきちんと改善していくべきだと思うんです。この2つのことが大前提だと思います。

もう一つは非常に申し述べにくいことなんですけれども、保育所制度改革というのが行われていて、今、認定こども園も机上で行われていて、これからどうするかという中で、幼保一体化におけるところの幼稚園部門については、何ら話が行われていないというのは、私たちからすると非常に不思議な気がしているのです。

例えば保育所側におけるところの企業参入というのが、私たちにおいては非常に大きな問題なわけです。幼稚園におけるところの、いわゆる学校法人以外のものが参入していくというのは、どういうふうに考えていくのか等々が非常にわからない。

それと、大きな話でいうと、幼保一体化についてどうですかと聞かれたときに、その幼保一体化というものがどういうものなのかわからないので、非常に答えにくい。幼保一体化というものがわかれば、私たちはこう思いますということ強く言えるのですけれども、わからないので非常に答えにくい。このことが1つです。

もう一つは、地方の問題ですけれども、地方六団体が保育所の一般財源化に賛成しているということは、私たちも聞いていますが、現実として、地方が保育所をそれほどきちんとやっていけるのであれば、公立保育所が一般財源化になったとしても、公立保育所をこんなに民間委託していないのではないと思うわけです。民間委託をしなければならないほど地方の財政は非常に厳しい。ですから、地方分権がおっしゃっている意義やそういうことはわかるけれども、国が保育のお金をきちんと整備することと、地方が保育施策をやるという仕組みとは違うのではないと思うわけです。それをお金も何もかも地方に預けてしまうというのは、非常に乱暴な論議ではないかと思うわけです。

○小川政務官 なるほど。

では、もうちょっと論点を絞ってお聞きしたいんですが、まさに何のための幼保一体化なのか。というのは、私どもの方がよほど詰めなければいけない点なんです。漠然とはかねてから言われていた方向感ですが、何のためなのか。あえて論点を絞ってお聞きしたいんです。

これは私自身の個人的な仮説なんですけど、この問題の本源的な背景は、やはり待機児童の解消であり、その場合の待機児童というのは、公称2万人とか4万人という話ではなくて、潜在的に何十万人といる可能性がある。それはむしろ、今は母親中心の子育て環境なんでしょうけれども、どんどん社会に出たいだろうし、出てもらわなければいけない社会がやってくるということまで見据えて、圧倒的に保育所の整備を増やさなければいかぬということを前提にしたときに、有力な乳幼児

預かり機関として幼稚園があるのではないかと。そこも是非保育機能を持たせるべきではないかと。株式会社とかいろいろ入ってくるのでしょうかけれども、その前に幼稚園があるのではないかというのが、1つの仮説ですけれども、大変有力な議論ではないかなと個人的には思っているわけです。

だから、端的に言えば、幼稚園に保育機能を持たせるということが、保育側から見てどういうふうにごらんになるか。

それと関連して、認定こども園という制度は、なぜにこんなに進んでいないのか。魅力があるのかないのか。あるいはこの議論の解決策として、適格な手立てなのかどうか。

この2点をお願いします。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 反対から話をしてもいいですか。

○小川政務官 どうぞ。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 認定こども園の話をさせていただければ、認定こども園で保育所型と呼ばれる形のものがあるわけです。保育所型は、もう待機児童を抱えているわけですから、保育所型で対応できることはないわけです。保育に欠けないような子どもたちを入れるといっても、もう保育所が満杯ですから、できる可能性としてはない。

そうすると、幼稚園型だということになりますね。もしくは、幼保連携でどちらかの補助金をいただく仕組みです。幼稚園の無認可の保育所を付けたものが基本的には進まないというのは、仕組みの問題や補助金が足りないという問題もあると思いますし、現実的に非常に難しいのは、今の幼稚園の2歳児の対応というところから、0、1歳に踏み切っていくというのは、非常に大きな難かしい対応だと思うんです。0歳、1歳を長期に保育するということは、幼稚園業界では非常に大きな問題だと思いますので、そのことを逆の話としてクリアーできるかどうかだと思います。

ただ、認定こども園は、ある意味では幼稚園におけるところの3歳未満、これは私たち保育団体からすると、全然違う畑なので、本当は質問に答えられないのですが、3歳未満児をどう長期に保育していくかということは、ひとつ大きな問題ですし、その認定こども園が過疎地においては、これから保育所にとっても非常に大きな有効な手立てになると思っています。

そういう意味では、この認定こども園が出ていくことによって、きちんと整備されていくことによって、幼保一元化ではなくて、今の幼稚園と保育所を核にした仕組みの中で1つのものをこのままきちんと進めていけるのではないかと。費用や財源の給付のことについては違いますけれども、この認定こども園はきちんとした機能がせつかくあるわけですから、これを進めていけることによって、無理やり幼保一元化にする必要が本当にあるのかどうかということを考えると、私は違うのではないかと考えております。

○小川政務官 それは有効な手立てなんですか。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 有効な手立てです。

○小川政務官 では、今、何でこんなに進んでいないんですか。なぜ進まないんですか。どこがネックですか。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 財源をもう少し上げたらいいのではないですか。

○小川政務官 ありがとうございます。

○泉政務官 よろしいですか。

どうぞ。

○高井政務官 今日はありがとうございました。1点だけシンプルに教えてください。

保育に欠けるという要件は、やはり必要でしょうか。そもそも論でいいです。保育所として、今、現代において、私の娘も保育所に行っているんですが、私のような親にとってみれば、要するに保育所でも幼稚園でも、私自身はあまりこだわりがないんです。というのは、どちらもいい教育も保育も与えてくれている。しかし、働いていて、フルタイムで、より長く預かってくれるのは、保育所ですし、現実的に、私は徳島県の田舎の方なので、保育所が保育に欠けなくても子どもが少ないので、隣の町の幼稚園とか、私立の幼稚園とか、過疎地は保育所と幼稚園の中で子どもを取り合い状態なんです。だから、もはや保育に欠ける要件というのは関係なく、より自分の近くのニーズに合っているところという感じで預けられる状況にあるところと、また先ほど来話がある都市部の待機児童の問題とは、またいろいろと違う問題もあろうかと思うんですが、そもそもの考え方として、今、この社会において、保育に欠けるという要件が必要だとお考えかどうか。

というには、本当は私が小川さんと若干違うのは、この国は子育てサービスが余りにも貧困だと思うんです。もっと充実させたいんです。それは幼稚園だろうが、保育所だろうが、子どもにとって質のいい教育と保育を与えられる施設をもっと充実させたいんです。親が働いていようが、働いていまいが、やはり子どもにとっては一緒にいる場所、もしくは虐待等のいろんな問題が生じている中で、必要だと思うんです。

そもそも論に戻るんですが、保育に欠ける要件についてどう思われますか。

○坂崎保育問題検討委員会委員長 日本保育協会が昨年度、平成21年度に保育現場の方々に10分の1抽出ですけれども、聞いていることがあって、文言として保育に欠けるということを変更してもいいのではないかというのが3割ある。27.4%あって、私が思うよりも多いと思いました。

ただし、皆様方の意見を聞くと、現在の保育に欠けるというものを死守した上で、そのことがなかった上でプラスαのものがあるのもいいのではないかということなので、決して今の保育にかけるということを取っ払ってしまうという感覚ではないです。それにプラスαをして、今、高井政務官がおっしゃったように、私も本当に田舎なので、何もないけれども保育所に入りたいという人たちがいることはたしかです。

○泉政務官 ほかにいかがですか。よろしいですか。

大変短時間で、もっとお話をお伺いしたいところも多々ありなんです、日本保育協会の皆さん、大変ありがとうございました。

(ヒアリング対象者入れ替え)

○泉政務官 引き続きまして、日本経団連、日本商工会議所、日本労働組合総連合の皆様からヒアリングをさせていただきたいと思います。

まず、日本経団連より、高尾剛正少子化対策委員会企画部会長。

日本商工会議所より、田中常雅東京商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長。

日本労働組合総連合会より、中島圭子総合政策局長にお越しいただいております。ありがとうございます

ございます。

それでは、大変恐縮でございますが、それぞれの団体に 10 分ずつお時間をいただきまして、御説明をいただき、その後、意見交換に入らせていただきたいと思います。

それでは、大変恐縮ですが、経団連の方よりお願いをいたします。

○高尾少子化対策委員会企画部会長 経団連の高尾でございます。本日はこのような場で意見陳述をする機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

日本経団連で少子化対策委員会の企画部会長を務めておる立場から、新しい子ども・子育てシステムについての日本経団連の考え方について御説明を申し上げます。

ご高承のとおり、我が国は、他に類型を見ないレベルの少子高齢化が進行しておりまして、このままでは経済社会の活力の低下、あるいは財政・社会保障の持続可能性の喪失ということが懸念されるわけでございます。持続可能で活力ある経済社会の実現に向け、少子化対策を国の最重要課題として位置づけまして、国民的な議論を喚起しつつ、早急かつ集中的に取り組むことが求められております。

経団連としましては、このような考え方の中で、これまで政策の提言を行ってまいりました。本会議の出発点にあたる「子ども・子育てビジョン」の策定にあたりまして、意見をとりまとめまして、関係の先生方に提出をした次第でございました。

早速でございますが、資料を配らせていただいておりますので、見ていただきたいと思います。まず、資料の 1 ページでございます。

意見書のポイントを申し上げますと、第 1 に、今後の少子化対策につきましては、その表の一番上の左にございます「仕事と子育ての両立を支える施策」と、その右にございます「子育ての負担感解消のための施策」の 2 つを柱として、施策を集中的に展開することが大事かと思っております。

第 2 に、地域の創意工夫を促進する仕組みを実現する。

第 3 に、財政的な裏付けを明確化して、重点的に公費を投入していく。そして、また少子化問題への国民の理解醸成を展開していくことが大事でございます。

これらのためには、政策目標を明確に示しまして、子育て環境の改善状況を点検・評価する仕組みが必要だと考えております。

こうした考え方につきましては、今般のビジョンにおおむね反映をいただいたと考えておりますが、特に待機児童の解消に向けまして、潜在需要を含む意欲的な数値目標を掲げていただきたいと思います。それから、施策の点検・評価を重視する方針を打ち出していただいたことを評価しております。

今後、ビジョンを実行するシステムの構築に当たりまして、まず第 1 に、待機児童の早急な解消を目指したものにいただきたいと思います。4 つの点に御配慮いただければ幸いです。

資料の 2 ページでございます。

第 1 は、ビジョンに掲げられました数値目標の達成状況を始め、政府全体の子育ての支援策の進捗状況について、包括的に「見える化」というものを進め、省庁連携の下に施策を展開していただきたいと思います。

その子育て会議の設置は、資料の3ページを見ていただきたいと思います。

ここに示しましたように、具体的には主要関係閣僚、あるいは労使の代表、地方自治体、保育利用者等が参画する「子育て会議」というものを内閣府に新たに設置をし、政府の子育て支援関連の予算編成や対策の方向性について、方針決定を行う仕組みを提案したいと考えます。

この会議体は、左上にございますとおり、厚生労働省の予算だけでなく、教育関連の文部科学省予算、地域福祉やまちづくり等の国土交通省予算など、国の子育て支援に関わる予算の規模や使い道を包括的に点検・評価する機能を有するものでございます。

そして、その「子育て会議」の検討の流れにつきましては、その次の4ページに書いておりますとおり、まず、年度の前半におきまして、前年度の取組みから課題を洗い出しまして、次年度の重点施策や目標等を設定し、概算要求に向けて、評価結果を反映していきます。

秋以降に、予算編成に関わる基本方針を策定しまして、予算案に反映をさせます。

年明けには、地方自治体や子育て支援サービスの提供に関わる現場からの問題指摘をヒアリングするとともに、過去の予算の執行率や目標達成率などの詳細をチェックする。

このように検討プロセスを国民に開示しまして、施策全体の「見える化」を図るとともに、体系的に施策を展開することが、今後の子育て支援を推進する上で重要なことと考えております。

なお、私が委員として参加をしております社会保障審議会の少子化対策特別部会におきまして、子ども・子育て政策を総合的かつ体系的に展開するために、フランスの全国家族手当金庫を参考に、国に新たに基金を創設してはどうかという御提案がございましたが、経団連といたしましては、基金や特別会計を創設することは、中央の行政組織の肥大化につながるということで、反対の立場でございます。

子ども・子育て関連の予算確保や子育て支援に関わる施策間の連携を図るということは重要でございますが、お金を一元的にプールする必要はないと思っております。むしろ、先ほど申しましたとおり、複数の省庁にまたがる施策の執行状況を包括的にチェックして、子育て支援にどのように国の予算を振り分けるか、といった方針やその決定プロセスを国民に明らかにしつつ、施策を展開することが重要と考えます。

次に、この方策の2番目ですが、恐れ入りますが、資料の2ページに戻っていただきまして「教育と保育の一体的推進」でございます。

地域の実情や利用者の意向を踏まえまして、幼稚園、保育所にそれぞれの機能を付加し、保育サービスの拡充と就学前の教育の充実を図るということは、重要な課題と考えております。

ビジョンの数値目標では、2012年には、認定こども園を2,000か所以上設置することとしております。目標達成に向け、こども交付金の創設や手続の簡素化など、制度改善は徐々に進んでおるようでございますので、同制度の活用を積極的に進めるということを望みたいと思っております。

3番目に、その下にございます保育制度の抜本改革でございます。多様な働き方に対応する柔軟な保育サービスを拡充するためには、保育分野への参入規制を見直すことが必要だと思っております。例えば株式会社やNPOによる保育所の開設に際しまして、施設整備に関わる費用をきちんと手当して、初期投資の負担を軽減する必要があると思っております。

また、運営におきましても、剰余金の配当への充当を認めるなど、運営費の使い道の柔軟性を高めることとともに、株式会社に社会福祉法人会計による財務諸表の作成あるいは報告を課す手続を改めるなど、参入の障壁を取り払うことが必要と考えます。

配当については、現在禁止されておられるわけではございませんけれども、配当する場合には、行政からの運営費助成が受けられなくなるということがありまして、事実上、認められていないのと同じ状況でございます。

このほか、保育制度改革に当たり、保育料の設定に柔軟性を持たせないと事業者の参入は望めないと考えます。

4つ目でございますが、保育サービスの量的拡充を図る。このためには、やはり保育の担い手の育成と確保を早急に行うことが重要でございます。そのためには、保育士の資格制度を見直して、例えば受験資格に認可外保育所などでの勤務実績というものを加味するということで、受験対象者の拡大を図るなど、実態に即した、できる限りの措置を早急に講じていく必要がございます。

また、新卒のみならず、有資格者の掘り起こしや資格の有無にかかわらず、一定の研修を受けた方を活用するなど、中期的な視点で多様な人材が活躍できる仕組みを検討しまして、地域ごとに計画的に育成計画を進めていくべきであると考えます。

次に、財源でございます。

以上、新システム構築にあたりまして、意見を述べさせてもらいましたが、最も重要なことは、これを支える財源をどのように確保し、配分していくかということでございます。5ページを見ていただきたいと思っております。

3点書いております。

まず第1に、経団連としましては、高齢化が進みまして、現役世代が減少するこの中で、経済活力を維持しつつ、子育て支援や社会保障を持続可能なものとするためには、全国民で支える消費税を中心に、安定財源を確保すべきと考えています。

第2に、費用負担についてです。

残念ながら一般にあまり知られておりませんが、これまでも企業は、現金給付では子ども手当、サービス給付では放課後児童クラブなどの児童育成事業のために拠出をしております。経済界としては子ども手当など、国が全国統一で行う経済的支援は公費対応で賄うべきものと考えております。また、保育サービスについても公費対応が基本であると考えております。仮に企業がサービス給付に一定の負担をするのであれば、第1に拠出の目的と給付内容の整合性が図られること。

第2に、給付の規模、対象、内容への意見反映が可能であること。

第3に、拠出の規模、仕組み、中長期の負担見通しが明らかであること等が不可欠でございます。

このように申し上げます背景につきましては、児童手当の拠出金の使い方につきまして、拠出元である企業の意向や事業の必要性を今まで精査する場を設けず、行政が児童育成という言葉を広大解釈して、都合よく使っている場面があるのではないかと考えます。

資料の6ページ目に、雇用保険や労災保険等、対照する形で現行の児童手当拠出金の問題をお示ししておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

企業の拠出につきましては、拠出元の納得の得られる形で活用をしていただくよう、お願いをしたいと思います。

第3に、保育サービスの整備に当たる地方自治体に確実に財源を配分するとともに、地域実情に合わせ、創意工夫を発揮できる仕組みにすることが大事でございます。財源を一元的に管理し、診療報酬や介護報酬のように、全国一律の基準設定と公定価格により、中央官庁が統制していくという仕組みが「地域主権」の改革の流れとそぐわないのではないかと危惧しております。

現状の施設整備や運営費の補助の問題、次世代育成支援対策交付金の使い勝手など、地方の声をよく聞いた上で、地域サービスの多様性や柔軟性を確保できるような仕組みを構築していただきたいと考えます。

意見は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○泉政務官 ありがとうございます。

続いて、日本商工会議所さん、よろしく申し上げます。

○田中少子高齢化問題委員会副委員長 東京商工会議所で少子高齢化問題委員会の副委員長をしております醍醐建設株式会社社長の田中でございます。今日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、これまで中小企業の経営者の立場で子育てと仕事、生活の両立に努力する子育て世帯を見てまいりました。本日は、商工会議所を代表いたしまして、子ども・子育てについての考え方を御説明させていただき、システム構築の一助になればと考えています。

配付している資料に従い、御説明をさせていただきます。

まずは、資料の1ページ目「1. 子育て世帯への支援の必要性」でございます。

現状、保育サービスなどが絶対的に不足しており、これを原因として継続就業を諦めざるを得ない状況が続いております。子育てしながら就業継続できないために、収入が不安定になり、また、キャリアが中断されるなど、出産、子育てと仕事・生活の両立に大変苦勞している状況にあります。

また、第2子以降の出産意欲の低下を招くなど、負のスパイラルに陥っております。

この状況を改善するには、子育て世帯が安心して子育てできる環境を整備することが、何よりも重要であると考えています。

このため、経済的支援、子育てと仕事の両立、保育・教育・医療サービスなど、子育て世帯のライフステージに沿った必要な支援を切れ目なく行う「ファミリー・ポリシー」の視点に立った対策が必要であると考えています。

次に、2ページ目「2. 少子化対策予算の増額」でございます。

我が国の少子化対策予算は、OECD諸国でも低水準であり、特に保育などのサービスに充てる現物給付が圧倒的に少ない状況にあります。このままでは、子育て世帯を十分に支援していくことができませんので、OECD諸国平均並みの対GDP比2%までの予算の増額が必要であると考えています。増額した予算については、サービス拡充のための現物給付に予算を優先配分して、現金給付ではない方に向けるべきであると考えています。

また、予算につきましては、子育て世帯のニーズに合わせてメリハリをつけていくことが必要で

あると思っています。例えば待機児童数は1、2歳児に集中しておりますので、3歳未満児の保育サービスなど、特にサービスが不足している部分に予算を重点投入していただきたいと考えております。そのためには、ニーズ調査などを通じて、子育て世帯の声を聞きながら、その結果を施策に反映していくことが必要であると考えております。

3 ページ目「3. 切れ目のないサービスの実現」でございます。

子育て世帯にとって待機児童や小1の壁は特に深刻な問題であります。

待機児童は、育児休業明けで保育所に入れないう1、2歳児に多く、また小1の壁は延長保育と放課後対策事業との終了時間の違いによって生じるなど、施策の間の切れ目が原因で発生しています。企業では、育児休業制度を整備してきておりますが、保育所に子どもを預けられないことで仕事を辞めざるを得ない社員が生じてしまう現状があります。

切れ目がない支援を実施するためには、制度設計、運用及び予算配分を体系的に行うための連携を図るべきであると考えています。また、保育所では、待機児童が生じている一方で、幼稚園は定員割れが続いているなど、就学前保育、教育でも連携がとれていない状況にあります。待機児童の解消には、既存の幼稚園や幼稚園教諭の活用は欠かすことができないと考えています。幼保一元化を進めていただきたく考えております。

4 ページ目「4. 多様な働き方・生活への対応」でございます。

保育所につきましては、児童福祉法の保育に欠ける要件によって入所要件が決まっておりますが、現在では、働き方が多様化しています。ここに書かれているとおり、いろいろな多様化の中で、社会全体で子どもを支援していくためには、家族形態や保護者の就労の有無に関わらず、すべての子育て世帯が保育サービスを受けられる社会を実現していく必要があると考えています。

保育に欠ける要件の見直しと書いてありますが、商工会議所では「廃止」を進めていきたいと考えております。また、保育ニーズも多様化してきております。通常保育のほか、保護者の急な病気や冠婚葬祭への出席、地域行事や学校行事への参加などを理由に一時的に子どもを預けたいというニーズが高くなってきています。更に、病児、病後児保育が絶対的に不足していたり、子育て世帯から早急にサービスを増やしてほしいという声が上がっているのが現実であります。

子育て世帯が求める多様なサービスを創出するために、さまざまなサービスへの支援を進めていただきたく考えています。

5 ページ目「5. きめ細かいサービスの実現のための権限移譲等」でございます。

地域の実情を見ますと、大都市部では保育所の待機児童が発生している一方、地方の過疎地域では子どもの数の急激な減少により、小規模定員の保育所の導入が求められるなど、地域によって状況が異なっております。

これらを踏まえて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、国から地方自治体への権限移譲を進めるべきと考えております。

他方、権限移譲だけでは必ずしも問題が解決されないと思っています。現状でも、財政状況の厳しい地方自治体では、公費支出を抑えるために、認可基準を満たしている保育所であっても認可がされないといった問題があると聞いています。

地域の実情に合わせた対応ができるような仕組みを導入していただきたいと考えています。

また、保育サービスを拡充していくためには、多様な担い手を確保していく必要があります。新規事業者の参入や既存事業者のサービス拡充を妨げることがないように、認可基準を満たしているものを例外なく認可することや、社会福祉法人のみを認可の対象とする事業者要件の廃止、株式会社やNPO法人への社会福祉法人会計の義務付けの廃止など、規制緩和を合わせて実施していく必要があると考えています。

最後に6ページ目「6. 事業主負担の問題」でございます。

平成22年度の子ども手当につきましては、事業主がその一部を負担することになりましたが、事業主以外には拠出金がないなど、公正な負担が行われておりません。

また、平成22年度予算では、従来一般会計であった「延長保育促進事業」が児童育成事業費へ移行され、また児童育成事業費であった「地域子育て支援拠点事業」が一般会計に移行されるなど、給付に関する考え方が不明瞭のように思われます。

更に、児童育成事業費については、事業主との協議がなく、事業主の意向が反映されない仕組みになっております。事業主としましては、事業主拠出金は受益者負担の考えから、サラリーマンなどの被用者のみを対象とする事業のために使用されるべきであると考えていますが、現状ではそのようになっていないように思います。

このように児童育成事業費は問題を抱えており、事業主にとって負担の公平感や納得性がないまま今日に至っているように思います。

また、日本の企業は諸外国と比べて高率な法人税を負担しております。これに加えて、日本企業の7割以上が家族手当や住宅手当などを支給して、子育て世帯を支援しております。

このような実情を踏まえて、これ以上の企業負担を求めるべきではないと考えております。

以上、雑多ではございますが、商工会議所としての考え方の説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、日本労働組合総連合会さん、お願いいたします。

○中島総合政策局長 連合で総合政策局長をしております中島と申します。本日は大変ありがとうございます。私は、総合政策局でも、主として社会保障分野を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、連合として作成いたしました資料4を使いまして、かいつまんで説明をさせていただきたいと思います。また、いただきましたヒアリング項目に沿いまして、レジュメ資料等をつくってございますので、あらかじめきれいなパワーポイント資料になっていないということについてはおわびを申し上げたいと思います。

まず、基本的な考え方でございます。

私どもは、やはり日本では、なかなか子ども・子育てというところに十分な財源や統合的、総合的な政策というものが十分に、とりわけ旧政権まではできてこなかったと理解しておりまして、新政権になりまして、子ども・子育てビジョンということで、チルドレンファーストという具体的な

イメージが国民の中に見えてきたということは、大変歓迎をしております。とりわけ、子ども手当の前期分が今回支給をされるということになりましたけれども、やはり日本の子ども・子育て政策が変わるというメッセージが子育て世帯に非常に大きな希望、期待になっているところをお伝えしたいと思っております。

基本的な考え方のところで幾つか書いてございますけれども、私どもも幾つかの提案を持っておりますが、やはりまず基本は、社会環境や家族が変化をする中で、子ども自身だけでなく、やはり親もこの支援が必要な状況になっております。

そのような意味で、どのような家庭、どのような地域に生まれても、やはりまず子ども自身が安心して育つことのできる環境づくりが急務だと思っております、その意味で、少なくともOECDレベル並みの一定の費用も投じて、やるべきことを着実にやっていく必要があるだろうと考えております。

また、共働き世帯が今、一般的になりまして、やはり皆さんおっしゃいましたように、仕事と生活を両立できる仕組み、環境がなければ、子どもを産み、育てようという気にもなかなかない環境が現にあるということは事実だと思っております、これらを総合的に考えて、連合としては子育て基金構想という提案をさせていただいております。

ヒアリングの項目の順番ということで、突然幼保一体化が先に出てきて恐縮ですが、順番に申し上げたいと思います。

幼保一体化につきましては、やはり最大の課題は、今の時点では待機児童の解消ということだと思っております。とりわけ、就労の有無にかかわらず、保育をお子さん方が利用できる、しかも待機児童を解消するということになりますと、簡単に幼保一元化といっても、すぐに子ども・家庭省ができるということにも、現実問題としてならないと思いますので、私たちが考えておりますのは、このところをできるだけ早急に解決するというのであれば、幼保一体化ということで、具体的には、認定こども園が現にございますので、この認定こども園をもう少し補強していくといえますか、普及環境を整備していくことが最も現実的ではないかと考えております。

特に2009年3月に一定の認定こども園の在り方に関する評価をしていただいておりますし、4つの類型の中の幼保連携型という1つのモデルがございます。現実問題として、ここをより普及しやすいようにといえますか、拡充しやすいように整備していけば、当面の待機児童解消には大きく貢献できるのではないかと考えております。

具体的には、指針、要領の統合ですとか、あるいは現在ある交付金等の整備、恒久化という幾つかの対策があるかと思っておりますけれども、ここでは基本的なことにとどめておきたいと思っております。

2ページ目にまいりまして、実施体制についてです。

私どもも子ども・子育てビジョンでお示しいただいているように、将来的には子ども・家庭省、これはEUなど多くの国がこういう形をとっておりますけれども、子ども自身とやはり子育て環境全体をサポートするようなそういう形を展望していきたいと思っております。

現在、そうはいつでも、まず、今できることということで、当面は幾つかの方法をとらざるを得ないと思っております、まず、子ども・子育て関連の財源は、皆さんおっしゃるように、非常に

施策ごとに分散をしております。そして、また制度自体に切れ目ができているということで、さまざまな課題がございますので、切れ目のないサービスを提供するためにも、安定財源の確保、そして統合というのいろいろな形があると思いますので、必ずしも1つにプールする必要はないかもしれませんが、財源と子ども・子育て政策を総合的、体系的に、できれば1つの場所できちんとステークホルダー参加型で議論し、末端までこうした財源や子どもに対する政策的なさまざまな制度やサービスが回っていく仕組みをつくる必要があると考えております。

それが私どもが考えております子育て基金構想という1つのモデルでございますけれども、これは1ページ更に開けていただきますと、カラーコピーをしていただきましたリーフレットがございます。これは本来ですと見開きになるんですが、プリントの方はページを打つてのつくりになっております。

この中で私たちが「連合5つの提案」ということで、最初に5つの柱を示させていただいております。基本は子どもと子育てを全体で支え、末端まで目が届く仕組みをつくりたいということでございます。

そして、先ほど、抛出者すべてが意見を出す、あるいは評価をする場にはないということが話題の中に出ておりましたけれども、やはり子どもと子育てに関わる抛出当事者も含めたすべてのステークホルダーがこのプロセスに参画できる仕組みが必要だと思っております。

その意味では、最低基準でサービスの質を担保して、そして財源についても、末端まで回っていく仕組みを前提に、公立、民間、そしてNPOなどの多様な担い手の参画を促進していくということが現実的ではないかと考えております。

これは長くなりますので、すべては説明いたしませんけれども、このように考えております。

2ページ目の費用負担のところでございますが、この基金構想の中はかなり書き込んでございますけれども、国と地方の役割分担について、私どもはやはり現物給付については、居住地に近い市区町村のところサービス供給を行うのは当然だと思っておりますが、先ほど来申し上げておりますように、やはり最低基準であるとか、これを裏打ちする財源、あるいは末端まで確実に子ども・子育てに財源が回る仕組みは最低限必要だと考えておまして、これらを担保に多様なサービス提供主体の参入を促進というイメージを持っております。

といたしますのは、子どもの権利性だけ確立いたしましても、やはり基盤ができておりませんと、なかなか地域格差であるとか、あるいは所得の格差ですとか、そういうことに左右される可能性があるということでございます。勿論、画一的にということではなくて、最低基準の上にさまざまな多様なメニューがあつていいと思っております。

子ども手当につきましては、3ページに入ります。これも今回子ども手当法案ができて、子どもにきちんとお金が回るということについては、大変前向きに私どもも評価をしております。

ただ、問題は、これから現金給付で更に満額ということになりますと、相当の財源が必要になるということもございまして、やはり現物給付と現金給付のバランスを政策的な評価、あるいはニーズとかを検討しながらバランスをとっていくべきではないか。とりわけ、基盤整備を優先すべきではないかと考えております。

ちょっと飛ばしまして、切れ目のないサービスのところにまいりたいと思います。

切れ目のないサービスのところで、私どもが特に申し上げたいのは、放課後児童クラブでございます。これはもう前回ヒアリングをされているということだと思いますけれども、やはりお子さんにとっても、親御さんにとっても、小学1年生の壁というのは非常に高い現実がございます。現在、放課後児童クラブの学童保育については、ガイドラインだけということもございまして、全体として足りないということも勿論あるのですけれども、やはりお子さんの安全性ですとか、あるいは学童指導員の確保ですとか、そういう点でそれぞれ実施する自治体のところで大変苦勞しているというのが実態でございます。

労働組合ですから申し上げますと、やはり学童指導員のいわゆる給与といいますか、賃金、処遇について申し上げますと、昨今話題になっておりました介護ヘルパーよりも更に低レベルの水準の、例えば年収200万とか、それ以下という状態で仕事をさせていただいております。配置も非常に少ないということで、どんどん辞めていかれてしまいます。本当に人材確保が困難な領域でございまして、それらも合わせて、この放課後児童クラブについては、切れ目のないサービスの保障という意味でも、是非制度化と必要な資源の投入をお願いしたいと思っております。

また、この小学1年生の壁ということで、特にやはり女性が職業中断するというケースが大変多いわけですが、これによる経済的な損失というのは、恐らく子ども手当2万6,000円では賄えないぐらい、非常に大きなものだと思っておりますから、やはり就業継続、両立支援を優先して、何らかの手当を講じていくというのが非常に有効な施策になるのではないかと考えております。

時間になりましたので、一旦ここで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○泉政務官 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。

高井さん、いかがですか。

○高井政務官 文部科学省の高井美穂と申します。今日はありがとうございました。

経団連の方の資料では、2ページ目の「教育と保育の一体的推進」のところに「幼稚園・保育所それぞれの基盤の上に、保育・教育機能を付加」とありますが、つまり、今、ある別々の上にそれぞれに付加していった方がいいというお考えなのかなと思いました。

しかしながら、商工会議所の田中さんからのお話ですと、一体化の方向で、3ページ目に「幼保一元化（保育士と幼稚園教諭の制度を含む）の推進」という言葉があります。つまり、これは幼稚園と保育所をそれぞれ機能として分けているのではなくて、一体化していった方がいいということで、この点においては、お考えがちょっと違うということなのでしょうか。

それと、それぞれになぜそのようにお考えになるか教えていただければと思います。

○高尾少子化対策委員会企画部会長 一体化のところが特に取り上げられて言われているのですけれども、やはり連合の中島さんが言われていたように、認定こども園を今後2012年までに2,000か所まで増やし、これを活用するべく、実際に「こども交付金」というものが創設されるわけですから、そこから幼稚園には保育の機能、あるいは保育所には教育の機能というように、そ

れぞれを充実していくことが、まず先なのではないかと思えます。

といいますのは、一体化というと、形さえ整ったらいいのかということ、そういうことではないと思うのです。更に一体化を進めるには、例えばその根拠はどのようなものか、なぜそれが必要なのか、あるいはだれがそのための財源を負担するのかという議論がないと、特に一体化というものが表面に出てしまうと、何のために一体化をするのかということが、やはりもう少し議論されないといけないのではないかと思えます。

というのは、例えば幼稚園に就学を奨励するという位置づけで助成がなされておりますが、保育所のように運営費を負担していくということになると、やはり現行よりも助成規模というものは大きくなり、財源としてはふくらむと思えます。それをやはりどういう規模で、しかもだれが負担するのかという議論を抜きに、一体化ということだけが先に出てしまうというのは、やはりちょっと早いのではないかと思えます。現実には認定こども園というものがあるわけですから、それを活用していくのが大事ではないかなと思えます。

○田中少子高齢化問題委員会副委員長 商工会議所で考えているのは、なるべく障壁をなくして、どういうサービスができるのかということを考えるべきだろうと思っていて、具体的なやり方については、いろいろな方法があると思えますが、それぞれのカテゴリーの違いによってうまく継続できていないことが多いように思えます。

それから、実際に先ほどお話ししたとおり、幼稚園では定員割れをしていて、保育所が足りないというのは現実であると思えます。特に私立の幼稚園は経営が難しくなっているんだけれども、そういったことの障壁を超えられないということがあったり、これについては認定こども園のような暫定措置があったとしても、将来的にはやはり方向として一元化を目指すべきではないかと思っています。

○泉政務官 ありがとうございます。

商工会議所さんに私の方からお伺いしたいんですけれども、3ページ目です。「保育士と幼稚園教諭の制度を含む」というところで、既存の有資格者を是非生かしていくという話がありましたが、なぜ今、保育ニーズは高い。参入もそれなりにある。でも、結構募集は大変だという話をお伺いしてまして、有資格者の方々が活用されていない理由というのはどこにあるのかとお考えでしょうか。

○田中少子高齢化問題委員会副委員長 私は現場にそれほど詳しいわけではないんですが、それぞれの資格で持っている分野が広過ぎるんです。重複して使えるところ以外の分野の連携もしなければならぬとか、資格をとらなければならないということで、今はどちらもその資格を取らないと適用できないという状況にあるのではないかと思っています。

ですから、もう少し合理的に子どもに対するサービスに限定をして考えていくことによって、もう少し効率化が図れるし、障壁も取り除けるのではないかと思えます。

○泉政務官 次、経団連さんの方にお伺いしたいんですけれども、1ページ目のところの「待機児童の解消に向けた保育制度の抜本的改革」は、待機児童問題というのが基本的には都市部の問題とされる中で、抜本的改革は全国一律で行われた方がよいのか、それとも対象地域というか、そうい

った問題が起こっているところで行われればよいという考えなのか。その辺はいかがでしょうか。

○高尾少子化対策委員会企画部会長 保育所の待機児童については、全国的に今、2万5,000名ぐらい待機者がいると言われていています。そのうち、東京について言えば約8,000名という数であります。そういう意味でいえば、やはり地域差というのはおのずからあるわけです。それは同一の基準で適用するというのは、やはり無理があるのではないかと思います。

つまり、これも先ほどの一元化し、資金をプールしてということには反対だということにつながるのですが、やはり各地域の実情に合った対策をとらないと、現実には実効性は上がらないのではないかと考えております。

○泉政務官 続いて、また経団連さんのつながりで、「子育て会議」というのは非常に面白い案ですね。見える化ということでも面白いと思うんですが、主要各関係関係者が参加をするということは、これはもうしっかりと政府の中での位置づけだと思うんですが、例えばそこまでいかないにしても、労使、保育利用者、あるいは関連の業界の方々といったところで、民間的にこういったものを立ち上げてみるのも、ある種面白いのかなとふと思ったわけですが、そういった可能性というのはいかがなんでしょうか。それで政府の側の施策をチェックしていけるんです。そういう取組みというのはいかがでしょう。

○高尾少子化対策委員会企画部会長 各会社については、それぞれの労使で、例えば保育所の問題にしても、あるいは育児休業、有給休暇行使等についても、常に話し合いをしているわけです。

更に、ワーク・ライフ・バランスあるいはダイバシティの取組みについても、企業を超えて複数の企業で話し合うということも定期的にやっております。そういう輪は、多分今後も広がっていくだろうと思います。そういうものが日常生活の土台にあって、それを政府の中で働きかけていくというのは、基本的には賛成です。

○泉政務官 続いて、商工会議所さんにお伺いします。

4ページのところですが、働き方は確かに今、多様化をしている。実はこれまでのヒアリングの中で、やはり保育園の関係の方々からなどは、子どもが施設に預けられる時間というものについてはどんどん拡大していく方法だけでよいのだろうか。あるいは深夜預けられる、休日預けられるということが続いている状態というものが果たしてよいのだろうかという、親の生活の多様性ということと同時に、子どもの視点というものが恐らく必要になってくるのだろうかと思うんですが、何かそういったことについて御議論があったことというのはありますか。

○田中少子高齢化問題委員会副委員長 商工会議所では、今の働く者・働き方をどういうふうをサポートするかという考え方と同時に、やはり地域とか社会として子どもをどう育てていったらいいのかという両方の視点があるだろうということは、常に議論に出ます。ですから、子どもの視点で、子どものためにどういうビジョンを描くかということと、働く者をどう確保するかということは、必ずしも一致していないことがあるのは当然です。それについてどう考えていくかということも、労使の間の話だけではなくて、地域であるとか、社会全体でどう考えていくかという議論が必要であらうとは思っています。

ただ、今、とりあえず働いている者から言えば、そういう社会整備ができていない状態ではない

かということが、意見として前面に来ていると思います。

○泉政務官 続いて連合さんですけれども、先ほど経団連の方からは、基金についてはある種の肥大化になってしまうのではないかという指摘がありましたが、何かそれに対して御意見はございませんか。

○中島総合政策局長 経団連さんがおっしゃっているのは、恐らく基金をプールして、その使途が明確に末端まで見えないということが一番強調されているのではないかと勝手に理解しています。

基金といっても、私たちも基金という形にこだわっているわけではなくて、やはり必要な財源が確保できて、その使途についてステークホルダーがきちんと意見を言えて、末端まできちんと子どもに使われていることがわかるということが最大の仕掛けの提案の核心でございまして、その意味では、恐らく入り口から出口まで拠出いただいている方たちも含めて参加をできれば、私はかなり工夫の余地があるのではないかと理解しております。

○泉政務官 経団連さん、何かございますか。

○高尾少子化対策委員会企画部会長 様々な省庁が連携をして、あるいはそれぞれの予算の執行率とか目標達成率というのは、いろいろなところで影響してきますから、厚生労働省だけではなくて、文科省とか経産省とか、各省庁が連携していく、あるいは調整していくという考え方には賛成なのです。しかし例えば財源を一元化し基金をつくるとなると、それを管理する主体がまた必要になってくる。つまり、行政としては肥大化していくのではないかという懸念がどうしても消えないわけです。

しかも、公開の会議体で話し合いをしていくということではなく、1つ組織をつくってしまうと、その組織がすべてを決めてしまうという傾向になりがちであると思います。だから、官庁が例えば中央でそれを一元化してしまうと、地方に財源が回らないとか、地方の実態を吸い上げる場所がないとか、そういうことにつながる可能性があるのではないかということで反対をしているのです。

○泉政務官 いかがですか。どうですか。

○高井政務官 1点だけ教えてください。

中島さん、連合さんの方から、M字カーブ曲線によって女性が就業を中断することは大きな経済的損失であるというお話がございました。それと先ほどの泉政務官の質問と関連するんですが、今、どうしても働き方が多様化していて、介護とか看護の仕事、またサービス産業で24時間化しているところに女性がかかり働いておられて、連続では勿論ないにせよ、人によってはやはりどうしても深夜までの保育サービスを必要とする家庭もあるのは事実だと思います。

家族、ほかの例えば御親戚だったり、御両親だったりが助けてくれる人は別としまして、どうしてもそういうところも満たしてほしいというニーズがあるのも一方ですが、ただ、やはり長時間保育、教育をやることに対して、子どものためにどうかという議論も一方にはある。

だから、正直なところ、これは価値観同士が大変ぶつかると思うんですが、より長い時間の保育サービスを充実することと、やはり一時は家庭に入った方がよくて、そこまで預けるよりも家庭に入った方がいいという議論が常にどちらからも出てくるのですが、その点においてどのように考えられるか教えてください。

○中島総合政策局長 ありがとうございます。

基本的には、勿論個人なり、御家族が判断をすることだとは思いますが、ただ、やはり私たちは経済的に自立をして、将来の老後の生活までやはり自分たちで管理をしていくという、少なくとも自分で自分のライフスタイルがコントロールできるということが基本だと思いますので、その意味では、共働きというのは最大のセーフティネットだと私たちは思っています。

ですから、全体として収入が例えば1人500～600万だとしても、400万だとしても、2人働けば800万とか、一定の所得になるわけでごさいます、どちらかが不況で一旦失業ということになっても、片方が働いていることによって、これは生活も維持できるということなどを含めまして、やはり働きながら子どもを生んで育てられる社会というのが基本なんだろうと思います。それを前提に、例えば一時的に自分は家庭で子育てをしたいとか、そういう選択はあると思っています。

ただ、日本の労働市場の場合、ヨーロッパなどと非常に異なりますのは、やはり労働市場において、必ずしも均等待遇が十分に実現をされておきませんので、一度就業を中断いたしますと、なかなか前の水準で同じような所得を得ることは非常に難しくなっています。とりわけ、女性の場合は、それがまたパートになったり、確実に雇用の中断が収入減につながるという現実がございますから、できることならやはり就業継続が大前提となっております。

以上です。

○高井政務官 ありがとうございます。

経済界としては、M字カーブ曲線とか、女性が一時期休むことに対して、どのようにお考えになりますか。

○高尾少子化対策委員会企画部会長 各企業では、両立支援や子育て支援、あるいはダイバシティに関わる取組みを様々に行っているわけですが、やはりご指摘のとおり、ベテランあるいは仕事を覚えたぐらいに結婚で辞める、出産で辞めるというのは、企業にとっても非常に損失です。ですから、日本の労働法制もだんだん変わってきておりますけれども、我々の会社でいいますと、育児休業等は勿論のこと、例えば御主人の関係で海外赴任をして、それについて行かないといけない人については、海外赴任が終わったら会社に戻って来られる特別休暇制度、あるいは留学や、一時どうしても家の都合で退職する人については、その事態が終わったら正社員として復帰ができる制度をつくっております。

○田中少子高齢化問題委員会副委員長 今のお話のとおりなんですけれども、中小企業はM字カーブであるとか、2子以降の子どもの出生後の就労の受け皿にはなっているんだと思うんです。やはり生活と就業が同時に直面していることについて、それぞれが工夫をしているというのが現実だと思います。

ただ、幾つかの問題点があって、やはり都市においては住宅手当が高い。ですから、少し遠くから通わなければいけなくなってくると、幾ら工夫をしてもうまくいかないところがあるということがあったり、やはり職住近接という原則があるとは思いますが。

それから、子どもを預けっぱなしでいいのかということ、そのとおりなので、その教育だとか、社会参画をする、社会教育を含めて、やはりちゃんと考えないといけないと思っていますので、預け

る方が悪いのかという議論だけではなくて、ちゃんと預かれるようなことを考えるという、両方大事なことだと思います。

○泉政務官 経団連さん、商工会議所さんも入るかもしれませんが、事業所内の託児所は、最近少しまた増えてきていたり、いろんな形態がより進んだりというのがありますが、何か更に進めていく上で取り組まなければいけない課題、改善しなければいけないことというのはございますか。

○高尾少子化対策委員会企画部会長 当社の場合、製造会社ですので工場がございます。この2、3年の間に保育所を実は3つつくりました。愛媛工場、大阪工場、千葉工場でございます。それぞれ定員は50名ぐらいなのですけれども、やはり我々の社員で子どもを預けて、就業に支障のないようにということで配慮をしたわけでございます。

そのときに一番問題になりましたのは、通勤問題です。ローカルの場合は、自転車やオートバイが利用可能ですが、都市部の場合はラッシュがあり、子どもを連れて来られるのかという問題がありました。資生堂の事業所内保育所の話を聞き、例えば子どもを連れてくるときはフレックスタイムや短時間勤務を使うなど、いろいろな方法を考え、東京の本社（新川）のビルの1階フロアに、今年の8月にオープンすることを決めました。

それから、今、現実に対応しておるのは、事業所内保育所の共同利用です。例えば1つの会社が自分のところのための事業所内保育所をつくるときに、近隣の企業に利用を募るなど、実際に大阪の此花区にある保育所では、トライアルとして住友電工から5、6人が利用していただいております。そういう取組みも必要ではないかという気がします。

○泉政務官 どうぞ。

○田中少子高齢化問題委員会副委員長 それに関して今、お話のとおりなんですけれども、中小企業で事業所保育所をつくるのはほとんどできないということがありますので、中小企業は子どもを迎えに行って、奥さんが帰るまで出かけて行って、また会社に戻ってくるとか、そういったことが現実的なんだろうと思いますね。

○高尾少子化対策委員会企画部会長 もう一つ要望として言えば、事業所内保育所をつくる場合、やはり先ほど説明いたしました、初期投資が要りますので、会社の規模によって対応状況が違って来ようと思います。

もう一つ、事業所内保育所の設置助成ということであれば、国からの助成金というのは1回しかもらえませんし、2,300万円が限度です。このような助成制度の充実も必要ではないかと思います。

○泉政務官 何かほかによろしいですか。皆さんもよろしいですか。

では、今日はありがとうございました。大変参考になる御意見をいただきました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。